# 令和3年3月2日提出

今治市議会臨時会(第1回)報告

# 今治市議会臨時会(第1回)報告目次

報 告 番 号	件名	ページ
1	専決処分について	1
	・損害賠償額の決定及び和解について	3
	・損害賠償額の決定及び和解について	5
	・損害賠償額の決定及び和解について	7
	・損害賠償額の決定及び和解について	9
	・損害賠償額の決定及び和解について	11
	・損害賠償額の決定及び和解について	13
	・損害賠償額の決定及び和解について	15

# 専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、 同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

- ・損害賠償額の決定及び和解について

## 地方自治法(抜すい)

(議会の委任による専決処分)

- 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

標記について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月14日

今治市長 菅 良二

- 1 和解の相手方 省略
- 3 損害賠償額 支払額 74,420円



標記について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月17日

今治市長 菅 良 二

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年10月2日午後2時55分頃、本市リサイクル推進課職員が運転する市有貨物自動車が、市道桜井団地登畑線(今治市桜井団地四丁目7番3地先)を直進していたところ、停車していた相手方所有の糞尿車と接触し、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 282,590円

- 6	3 -
-----	-----

専決第26号

# 損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月21日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要

令和2年11月2日午前8時10分頃、今治港に入港していた第二せきぜんの車両甲板において、本市関前支所住民サービス課職員が積み込んだ市有貨物自動車のパーキングブレーキをかけ忘れていたため、下船準備で車止めを撤去した際、前方に止めていた相手方所有の乗用自動車に接触し、同車両を破損した。

3 損害賠償額 支払額 295,900円

_	8	_
---	---	---

標記について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月6日

今治市長 菅 良二

- 1 和解の相手方 省略
- 3 損害賠償額支払額 405,000円受取額 20,814円

_	10	0	_

標記について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月15日

今治市長 菅 良 二

- 1 和解の相手方 省略
- 3 損害賠償額 支払額 430,000円

_	12	_
---	----	---

標記について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月28日

今治市長 菅 良 二

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和 2 年12月26日午前10時頃、星浦米山15号線農道(今治市大西町星浦 甲388番1地先)おいて、相手方所有の貨物自動車が走行中、同農道の崩落 により落下したため、同車両が破損し、相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 物的損害に対する支払額 591,729円

_	14	_
---	----	---

標記について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月8日

今治市長 菅 良二

- 1 和解の相手方 省略
- 3 損害賠償額 支払額 44,000円